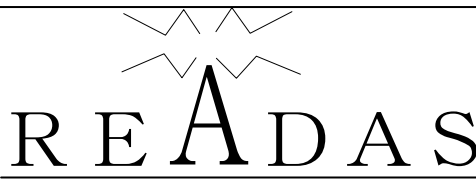


第 4872 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 12月 10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 地方公共団体が支給する手当金

Q：地方公共団体が要介護者と同居する家族に対して支給する手当金は、どのように取り扱われますか？

A：非課税所得として取り扱われます。

【解説】

地方公共団体の中には、介護保険法の要介護2以上の認定を受けている在宅要介護者を介護している家族介護者に対して、家族介護者支援手当を支給するところがあるようです。制度の概要は、おおむね次のとおりです。

① 支給要件

在宅要介護者が、6か月以上介護保険を利用していないこと

② 支給額

受給者1人当たりの負担額をベースに算出されており、月額5千円から1万円

③ 支給期間

決定された支給開始月から、受給資格が消滅した日の属する月まで

ここでいう要介護とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、相当期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態をいい、家族介護者支援手当とは、このような障害を有する者の家族に対して行われる金銭給付であると考えられます。

したがって、この家族介護者支援手当には見舞金的性格が認められ、金額も社会通念上相当と考えられますことから非課税所得として取り扱われることとなっています。

